

閉栓（休止）届

八丈町公営企業管理者 殿

申込日 年 月 日

申込日及び太枠の中をご記入ください。※□内へレ印をお願いします。

水道ご使用場所	〒 八丈町 (集合住宅名・部屋番号)	
お客様名 (水栓所有者)	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
休止年月日	<input type="checkbox"/> 休止日 年 月 日から <input type="checkbox"/> 届出日から3年間	
料金支払い方法 ※休止までの精算方法	<input type="checkbox"/> 口座振替 (使用中からの休止であり、水道料金の口座振替をご利用の方のみ) <input type="checkbox"/> 納入通知書(振込用紙) ※休止手数料は口座振替ができません。届出書提出時に窓口で支払うことができない場合、町指定金融機関へ払込をしてください。	
納入通知書 (振込用紙) の送付先	〒 都道府県 市区郡	
	(集合住宅名等)	
	フリガナ 宛 名	
	送付先電話番号	
変更事由	<input type="checkbox"/> しばらく使用しないため <input type="checkbox"/> 休止継続 <input type="checkbox"/> その他 ()	
届出人 ※本人以外の方が届出人の場合、氏名連絡先を明記してください。	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 職権処理 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	氏 名	
	連絡先電話番号	

長期間使用していない給水管は、閉塞して水がでない恐れがあります。
 閉塞した給水管は、お客様のご負担で修繕をお願いいたします。
 道路に埋設された配水管から使用する宅内まで布設された配管や器具を給水装置と呼びます。
 給水装置は、その所有者の持ち物となるため、閉塞した給水管はお客様のご負担で修繕してください。

上記内容を承諾した上で申請いたします。

- 土曜・日曜・祝日年末年始は検針及び休止作業を行いません。当日の立会は必要ありません。
- 届出書は、休止日前日の庁舎開庁時間内にお届けください。
- 休止日が庁舎閉庁日のときは、翌開庁日に休栓します。
- 閉栓(休止)期間は、最長3年間です。閉栓(休止)期間終了後、開栓処理されます。閉栓(休止)期間終了前に確認通知を送ります。閉栓(休止)の継続を希望される場合は、新たに閉栓(休止)届を提出してください。
- 閉栓(休止)手数料は1水栓につき¥5,500円(税込)です。申請時にお支払いください。

※事務処理欄

お客様番号							
メータ番号				指針数			
係長	水道技術管理者	入力確認	入力処理	指針	受付	未払確認	手数料